

平成 23 年度 第 8 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 9 月 7 日（水）17 時 30 分～

場 所：内閣総理大臣官邸 大ホール

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

新内閣発足に伴い、税調委員にも変更がございます。新たな委員名簿を配付しておりますので、お手元の資料で御確認をいただきたいと思っております。

今回より、新たに民主党の三井政調会長代理及び櫻井政調会長代理にオブザーバーとして参加いただくこととしております。また、民主党の税制調査会からもオブザーバーとして参加をいただく予定でございますが、現在調整中でございますので、後刻決まり次第、追加をいたします。

それでは、まず税制調査会の開会に当たり、野田内閣総理大臣より御挨拶をいただきます。

○野田内閣総理大臣

どうも皆さん御苦労様です。ついこの間、ノーサイドの宣言をしたかと思ったんですが、今日は政府税調の新たなキックオフの宣言にやって参りました。

当面の大きな課題は東日本大震災からの復旧・復興、B型肝炎の問題の全面的な解決、そして社会保障と税の一体改革の成案に基づく対応。この3つがそれぞれ税制措置を伴うものでございますので、皆様にはしっかりと御議論をいただきたいと思っております。

まず、復興についてでございますけれども、これは私も代表選で明確に申し上げました。

1つには、復興の基本方針に基づいた対応ということでございます。すなわち、将来世代に負担を先送りするのではなくて、今を生きる私たちの世代がいかに連帯してその負担を分かち合うか。これは復興基本方針の理念であります。それを踏まえていただくということ。

もう一つは、これは与野党で合意をした復興基本法が基礎となります。すなわち、いわゆる一般の公債とは別の管理という形で復興債を発行し、その償還についてはきちんと道筋を定めるということでもあります。こういうことを踏まえまして御議論を是非お願いしたいと思っております。

これまで党を中心に、この復興財源については歳出の削減あるいは税外収入の確保等の御取組みをいただいております。できるだけここで多くの財源を確保していただきながらも、足りない部分については時限的な税制措置を行っていくということ。それについてはいつから始めるのか、償還期間はどのようにするのか、基幹税を始めとして検討するとなつていきますけれども、どういう税目をどういう形で各年度ごとに置いていくのか等々、是非複数の選択肢を御提示いただければと思います。

税と社会保障についての成案に基づく具体化の議論、その後にこれからの議論になるか

と思いますけれども、せつかく政府・与党で成案をまとめたのでありますから、その成案を踏まえた対応を是非お願いしたいと思います。

平成 21 年度の税制改正法附則 104 条に基づくと、今年度末までに必要な法案を提出することになっておりますので、それに基づいた対応をお願いしたいと思います。

こうした基本的なルールの下に、皆さんの闊達な御議論をいただければ幸いに思います。

なお、今回から新たに税調会長が安住大臣、税調の会長代行に川端総務大臣と古川国家戦略担当大臣、復興に関しては平野大臣も参加をされますが、こうした皆さんとしっかりと連携をしながらいい議論を行っていただいて、国民のために具体的な成果が結実できるように、皆様の闊達の御議論を改めてお願いを申し上げて、私からの冒頭の御挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、安住会長、川端会長代行、古川会長代行より御挨拶をいただきます。

初めに、安住会長、よろしくお願いいたします。

○安住財務大臣

御苦勞様です。皆さん新たなこの体制となって本日スタートを切りましたので、私の方から一言御挨拶を申し上げます。

今、総理からも御指摘がございましたように、東日本大震災からの本格復興の取組みというのが我が国の現時点における喫緊の最重要の課題でございます。次の世代に負担を先送りせず、今を生きる世代で連帯し、負担を分かち合う。この基本的な考えの下に復旧・復興のための予算、その財源のための税制措置の検討を早急に進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

税制措置の具体的な内容につきましては、復興・B型肝炎対策財源作業チームにおいて、精力的に御議論をいただいているところでございますけれども、引き続き税制措置の複数の選択肢に向けた作業を進めていただきたいと思います。

その際には今、総理から御指示がありましたとおり、現下の経済情勢を踏まえつつ、迅速かつ丁寧に議論を進めていくこととしたいと思います。また、第3次補正予算、復興債発行のための法案と併せて決定し、国会に提出できるよう議論を加速させてまいりたいと思っております。

復興財源のための税制措置の議論の後にも、今後年末にかけて社会保障と税の一体改革や、平成 24 年度の税制改正など、税制調査会は大変重要な課題を抱えております。これから年末にかけて、税制調査会の参加のメンバーの皆様には大変御負担をおかけいたしますけれども、是非御協力をいただきますよう、そして国民の皆様方の期待に応えますよう、よろしくをお願いを申し上げまして、税制調査会会長としての御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、川端会長代行、お願いいたします。

○川端総務大臣

このたび総務大臣として、税制調査会の会長代行を拝命いたしました川端達夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

総理からもお話がありましたけれども、今、直面している政府の最大の政治課題は、東日本大震災からの復興であります。基本方針に沿って、これから被災地では地方自治体の皆さんが、最前線で本格的な復興作業に入っていただくこととなります。

地方自治体の立場に立ちますと、どういう財政支援が国から得られるのかということをはっきりとしないと、活動ができないということでもありますので、できるだけ早くにこの枠組みを決める必要があるというのが今、私たちの立場で言えば一番の課題であります。そのためには、まず何と言っても第3次補正を早急に編成しなければならないし、当然、財源が必要でありますし、復興の姿や財源を明確にするためにも、財源を手当することは避けて通れない課題であります。

歳出の削減あるいは税外収入の確保に最大限努力する中で、更に税制により財源の道筋を立てる、裏打ちするということは当然出てくることだと思っております。是非とも早めにこの税制調査会で先ほど言われましたようなスケジュール感を持って審議議論いただき、被災地の復興が1日も早く成就できるように、税制の議論を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げて一言述べさせていただきました。よろしくお願いいたします。(拍手)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、古川会長代行、お願いいたします。

○古川国家戦略担当大臣

このたび税制調査会の会長代行を拝命いたしました国家戦略担当大臣の古川元久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災からの復旧・復興をスピーディーに進めていく。そのためには裏付けとなる財源措置について、この場でしっかり議論をしていかなければいけません。それに当たっては与党内での意見の集約、更にはねじれ国会でありますので、野党との協議、協力というものが需要でございますので、この辺に関しましては相当なエネルギーが必要になると考えております。

政府の税制調査会におかれましては、これまで今の野田総理が会長の下で議論を進められてまいりましたけれども、そうした議論の積み重ねも踏まえながら、新しい政府の税制調査会で皆様としっかり議論をさせていただきたいと思っております。

また、私は社会保障・税一体改革も担当させていただいております。そういった意味で

は、この点につきましても皆様方としっかり議論をさせていただいて、国民の皆様方に納得していただけるような形での結論を導くことが大事だと思いますので、是非とも皆様方の御協力を賜りますように、私も全力を尽くさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。総理はこの後、御予定がございますので、ここで退席されます。

(野田内閣総理大臣退室)

○五十嵐財務副大臣

カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、カメラマンの皆様は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○五十嵐財務副大臣

本日は、東日本大震災からの復興の基本方針及びB型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針、この双方につきまして説明を受けるとともに、復興・B型肝炎対策財源作業チームからの報告について説明を聴取し、議論を行いたいと考えております。

なお、先ほど総理及び安住会長から説明をいただきましたとおり、年末に向けて社会保障・税一体改革の議論を進めていくことになると存じますが、関連の資料をお手元に置いてございます。後ほど御参照いただければと存じます。

まず、最初の議題として、東日本大震災からの復興の基本方針の報告に入ります。

去る7月29日に東日本大震災復興対策本部において決定をされました復興の基本方針について説明を聴取します。冒頭、平野大臣より御挨拶をお願いいたします。

○平野東日本大震災復興対策担当大臣

復興担当大臣の平野達夫でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の方からは復興の基本方針について冒頭、若干御紹介をさせて、御挨拶に代えさせていただきます。

去る7月29日でございますが、復興対策本部におきまして復興構想会議の提言等々を踏まえた基本方針を決定いたしました。基本方針は国による復興のための取組みの全体像を明らかにするものでありまして、現在、被災地の各県、特に市町村におきましては、この基本方針を踏まえまして、特に土地利用計画の策定を中心とした復興計画の策定等に鋭意取組みが行われております。

また、被災地の取組みを支援するため、各府省におきましては省庁、府省横断的な復興計画の策定チームを編成しまして、この策定チームは随時被災市町村におきまして、復興施策に関する事業計画や工程表の作成、公表といった取組みが進められております。

更に復興対策本部では、復興特区についての具体化を進めまして、今、法案化も進めて

おります。更に使い勝手のいい復興交付金の創設につきましても、各省との連携を進めながら今、制度設計を急いでおるとい段階でございます。

こうした復興への取組みを更に加速させ、必要な施策を着実に実施していくためには、3次補正予算及びそれ以降の予算編成に必要な復興財源がしっかりと確保されることが重要であると考えております。

基本方針におきましても、先ほども野田総理あるいは安住財務大臣から御紹介がありましたけれども、復興財源につきましてもは次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うとの考え方が示されておりますし、復興基本法という法律がございますが、復興基本法には復興債についての償還の道筋を定める、示すという規定がございます。こうしたことを受けまして歳出の削減、税外収入の増収等々合わせて、次元的な税制措置により確保することを、復興基本方針にも記載されているということでございます。

税制調査会におかれましては、こうした復興財源確保の重要性を踏まえ、税制措置の具体的な内容について早急に議論を進めていただきますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、復興のための事業規模や財源確保の考え方などが盛り込まれました復興の基本方針について、民主党、自民党、公明党の3党確認書を踏まえた改定も含めまして、東日本大震災復興対策本部事務局の佐川次長より説明をお願いいたします。

○佐川東日本大震災復興対策本部事務局次長

復興対策本部事務局の佐川でございます。

お手元の資料でございますが、9月7日、復興対策本部事務局と書いた横紙の資料でございます。

1 ページ、目次がございます。本日御説明いたしますのは、上にあります3点でございます。

まず、東日本大震災復興基本法でございます。これは与党及び自民党、公明党など各党の賛成による議員立法でございます。

次が、復興への提言ということで、構想会議からいただいた提言でございます。

そして、基本法に基づいて策定されました復興の基本方針ということでございますが、これは今、御紹介がありましたように、8月の改定分も含めまして、御紹介をさせていただきたいと思っております。

参考資料につきましては、3党合意等、以下のような資料を付しておるところでございます。

2 ページ、東日本大震災復興基本法の関連条文でございます。お時間もありませんので、

真中の段の第七条から御説明いたします。「資金の確保のための措置」でございまして、下線部を読みますが「予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図る」。その下に財投や民間資金の積極的活用等も書いてございます。

一番下に八条「復興債の発行等」でございまして。下線部「国は別に法律で定めるところにより、復興債を発行する」、「国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする」というのがこの法律の趣旨でございます。

3 ページ、構想会議からいただきました復興への提言でございまして。長うございまして、4 ページの上の下線部分だけ読ませていただきます。

「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして『復興債』を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である」ということでございます。

5 ページ以降、7 月 29 日に本部決定いたしました、東日本大震災からの復興の基本方針でございまして。関連部分を抜粋しておりますが、まず 5 ページの上「2 復興期間」でございまして。下線部「復興期間は 10 年間」、「復興需要が高まる当初の 5 年間は『集中復興期間』と位置づける。一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直し」、「福島における原発事故から深刻な影響を受けた地域への対応について、事故や復旧の状況に応じ、所要の見直しを行う」。

4 の（3）の「① 事業規模」でございまして。「5 年間の『集中復興期間』の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも 19 兆円程度」、「10 年間につきましては、少なくとも 23 兆円程度と見込まれる」。

「② 財源確保に係る基本的な考え方」で「今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」。

6 ページ「③ 『集中復興期間』中の復旧・復興事業に充てる財源の確保」でございまして。「5 年間の財源は、1 次補正、2 次補正の財源に加えまして、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により 13 兆円程度を確保する」とございまして。これは 5 年間で 19 兆円程度の事業規模から、1 次と 2 次の補正で手当をしました約 6 兆円の財源を引いた後の数字が 13 兆円ということでございます。

その次の行ですが「税制措置は、基幹税などを多角的に検討する」。

「④ 復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋とその使途の明確化」でございまして。「一時的なつなぎとして発行する復興債については、従来の国債とは区分して管理する。その

償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する」ということになってございます。

7ページ「⑤ 今後の進め方」でございます。「平成23年度第3次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出」。

その下「税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する。この本部における決定にあたっては、平成23年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指す」ということでございます。

注書きでございますが、先ほどの13兆円の財源のうち、税制措置に関しまして、税制調査会における検討に当たっては、歳出削減及び税外収入の増収により確保される財源を3兆円程度と仮置きして進めるということでございます。

「また」以下のところが8月11日に改定して追加した文章でございます、「『確認書』（8月9日民主党・自由民主党・公明党幹事長）において、『平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、第3次補正予算編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する。』とされたことを踏まえ、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、上記③の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」となっております。

事務局からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等があれば、どうぞ御発言ください。

○辻厚生労働副大臣

厚生労働副大臣を拝命しております辻泰弘でございます。

ただいまも御指摘がございましたけれども、厚生労働省の立場から東日本大震災発生後の平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用されました年金臨時財源2.5兆円の取扱いにつきまして、一言申し上げさせていただきたいと存じます。

8月9日付の3党幹事長による確認書や、その内容を踏まえて改定されました復興対策本部の東日本大震災からの復興の基本方針におきましては、年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討することとされているところでございます。

つきましては、復興財源の確保に当たりましては、この分を含めた御検討を行っていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ほかにどうぞ。

○松原国土交通副大臣

国土交通副大臣を拝命いたしております松原仁です。

今回の基本方針を拝見いたしまして、今日は初めて国土交通副大臣として参加をいたしておりますが、従来、党の復興増税の議論、もしくはそういったところで発言をしてきた立場から、初めてなのでこのペーパーを読ませていただいて、発言をさせていただきます。

5 ページの 2 番目に、財源確保に係る基本的な考え方というところがありまして、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うことを基本とすると書いてあります。あの段階において、実は民主党の PT において、座長に一任されたときには、この部分は当初あったものが否定をされていた経緯だけは、ここで改めて申し上げておきたいと思います。少なくとも短期で返済することになれば、それはかえって様々な経済に対しての足を引っ張る要因になるだろうと。むしろこれは長期でやるべきだったという議論が大変ありまして、この部分の基本的な考え方は、むしろ党の議論の中では削除されたという経緯があることをまず申し上げておきます。そのときは一任をして、それが最後は党と政府の間で議論がなされたわけでありましょうから、それ以上は申し上げませんが、ここはそういうことであります。

6 ページ、幾つかありますが、例えばいわゆる税制措置の法案という部分に関しては、あの段階では財源確保の法案。これは多少の違いでありますから、いいわけであります。そういう議論がありました。

問題は上記の税制調査会における検討に当たってはということ、7 ページになろうかと思いますが、3 兆円程度を仮置きとしてと、これが復活しておりますが、当初は 3 兆円程度の仮置きという文章はありましたが、これに対しても大変な異論があつた段階では出まして、3 という数字を書いたら、それがひとり歩きするのではないかという話でありました。

私は、ここは仮置きと書いてありますが、もうちょっと慎重に議論をし、3 兆円で打ち止めにするのではなくて、例えばあの段階でも JT や NTT や郵政の関係のそういった売却をすれば、十分にもっと大きな額が出るという議論が党の PT ではほとんど中心であったということも改めて申し上げておきたいと思います。

我々は党の PT では最終的に、我々の真意を含んだ上で座長に一任をして、その後のペーパーがこういうペーパーであったということでありまして、その辺を踏まえての発言であります。私としては、これはあらかじめスタートの段階で申し上げておきたいと思っております。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ただ、仮置きは仮置きでございますので、3 兆円を決め打ちして、それでおしまいとい

う話ではなくて、仮置きという形でやらせていただいて、努力はするということで、今、党の方においても努力をされておりますし、財務省においても財務大臣、税制調査会会長の御指示によりまして、作業をして積上げの努力をしているところでございます。

どうぞ。

○平野東日本大震災復興対策担当大臣

今、松原副大臣がおっしゃったことは、党の会議の中でずっと私も出席してお話を聞いて、私の方でも意見を言わせていただきましたので、十分承知しているつもりです。

その上で若干申し上げさせていただきたいのは、今を生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うということについては、ここの部分についてはすぐに増税をする云々と解釈をする必要はないという前提で、こういう表現をやっているんだと御理解をいただきたいと思います。ある程度の幅があるという意味で、現世代で今を生きる者の世代で負担をするという表現ということで理解をしていただきたいと思います。

それから、仮置きの3兆円につきましては、あのときの党の議論の中では、いわゆる歳出削減あるいは税外収入といったものについての詰めが十分ではないのではないかと。もっとやれば歳出削減あるいは税外収入が出てくるのではないかとということが大きな論点だったと思います。

ですから、それを受けて、党の中でその財源ということで、城島さんが座長になりまして、検討をずっと重ねてきまして、結論は新政権に委ねるということで、その結論は先送りしましたけれども、かなりの詰めが出ております。一方、税の問題をお話しするときに、一応、仮置きをしなくてはならないだろうということで、3兆円の仮置きをするということで、この数字につきましては、これを当時の考え方とすれば、城島さんが座長を務めているチームの中で決定して議論を行える結論の結果、3兆円が4兆円になれば4兆円でやる。そういったことで、残りの部分については復興債の対象になりますねという前提で進めたということで、この部分に対しての党との議論とのそごはないと御理解をいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今、過去の経緯を平野大臣がおっしゃったわけなので、私も申し上げますが、このペーパーをいただいて、私も記憶があやふやだった部分があるので、率直に言って直嶋さんにも、こういう議論で最後はどうしたんですかと確認をいたしました。いわゆる世代において、次の世代に負担を先送りすることなくという文章は、あまり御本人も記憶になかったようでありまして、私は率直に言って、どういうふうにして、この文面が入ったかわかりませんが、あの場の議論は建設国債の60年でやるべきだという議論も含め、非常にあったわけですから、あえてこういうふうを書くということの意図は慎重に検討するべきだと思います。

それから、こちらの方の3兆円もこれは議論として、3兆円というのは仮置きだけれども、当然5兆円である場合もあるし、10兆円である場合もあるし、11兆円を出る場合もあるということを考えたときに、しかしながら、3兆と書いてしまえば、10兆円の分をどうするんだという議論にすぐに入ってしまう可能性がある。私は、それは少なくとも党における議論とは180度違うと申し上げたい。

○五十嵐財務副大臣

福田政務官、どうぞ。

○福田総務大臣政務官

総務大臣政務官を拝命しました福田でございます。

今の平野大臣の話で、財源確保に関わる基本的な考え方ですけれども、幅があるという話でございましたが、今、松原委員がおっしゃったように、党内の圧倒的な意見がこれについては反対だという意見でありました。それは、これからかかる費用については赤字国債ではなくて、ほとんどが投資的経費のはずだ。したがって、次の世代に負担を先送りするのではなくて、道路とか、公園とか、上下水道とか、次の世代も使う財産をつくることだから、これは2世代、3世代にわたって負担するのは当たり前の話だ。これが圧倒的だったというふうに私も記憶いたしております。それで、この部分については削除すべきだということが党内での議論で、直嶋座長もそうした答申をしたはずなんですけれども、これが何でここの基本方針に入ってきたのか、非常に疑問であります。

○五十嵐財務副大臣

大臣、どうぞ。

○安住財務大臣

ありがとうございました。

先ほどの総理の発言を是非もう一度思い起こしていただいて、その枠の中で検討してほしいというのが、この政府税調の立場でございます。それぞれの省を代表して御出席いただいておりますので、また省内でさまざま御議論があるとは思いますが、そのことを是非持ち寄っていただきたいと思います。党でも今後闊達な議論はあるとは思いますが、積み上げてきた政府税調としての議論があることを一言だけ私としては申し上げておきます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

松原さん、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

今の財務大臣の御発言、非常に重いと思って受け止めさせていただきますが、先ほど平野さんのお話にあったように、そこは幅を持たせるという認識で今回は進めていかないと、何のための直嶋さんに対しての一任だったのか。彼への一任の意図が全く

違うものになってしまう。それを含めてこういうものが出てきて総理の御発言になったという経緯でありますから、私はそこは、むしろ趣旨はそういう趣旨できちんと認識した上で議論を進めていくべきだと申し上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

森さん、どうぞ。

○森文部科学副大臣

このたび、文部科学副大臣を拝命いたしました森ゆうこでございます。

財務大臣の今ほどの御発言に対して確認をさせていただきたいということと、もう一つ、スケジュールを教えていただきたいと思いますと思うんです。

総理の先ほどの御発言はよくわかりました。しかし問題は、党内の御議論は恐らく、あまり御存じないのかもしれないんですけども、将来世代に負担を先送りすることはどういう意味なのか。この今の状況の中で増税を急いでしまって、本来、建設国債で、長期にわたって償還しても差し支えのない、将来に対する投資であるこの復興財源について、短期間に増税してしまって、経済の悪化を招き、その結果がマイナスの経済成長、あるいはさらなる財政の悪化という形で、逆に負担を将来に送ることになってしまうという議論がありました。その点について、財務大臣としての御見解をいただきたいと思います。

もう一つ、併せてですが、先ほど総理の御発言があったと思うんですけども、現下の経済情勢、世界的な金融情勢、あるいは深刻な円高等々について、財務大臣としてどのような認識を持たれているのかについて、これが非常に財源確保においては相当な影響を及ぼす。先ほど幅があるとおっしゃいましたけれども、すぐさま増税するのか、あるいは物すごく幅を持たせるのかということについて、大変影響を与えますので、答えられない部分もあるかと思いますが、その認識を伺いたい。

それから、スケジュールなんですけれども、この後、3次補正を急がなければいけないわけですので、これをどの程度の期間でまとめ、もう一つは、複数の案をここでということになりますと、この税調としてなかなか責任が持てないのではないかなと思います。スケジュールと複数案の提示の真意をもう少し詳しく説明していただければ大変ありがたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

後者の方については事務的にお話しさせていただきますが、もともとが、諮問内容が複数案を示せという復興本部ないし総理からの御指示でございますので、決定については復興本部で決定する。それはなぜかといいますと、与野党の協議を経ないとなかなか決定できないということで、今回の場合に限っては、政府税調への諮問内容が複数案の提示でございますので、それは御理解いただきたいと思います。そこをひっくり返すと、諮問内容と違うことになってしまいますので、それはそういう意味でございます。

それから、前者については財務大臣、お答えをお願いいたします。

○安住財務大臣

財務大臣というよりも税調の会長としてお話ししますが、諮問につきましては、今、五十嵐副大臣から申し上げたような諮問に対して、複数の選択肢を示して、総理を含め判断を仰ぎ、その後、党政調、更には与野党協議、これは3党合意をスタートラインとして始まっておりますので、そういうスケジュール感でありますので、私は先ほど、第3次補正予算、更に復興債発行のための法案と併せて決定し、国会に提出ということをお話をさせていただきました。

なお、現下の経済情勢をどういうふうにか考えるか。確かに大変、この円高の中で非常に厳しい局面にあるとは思いますが。しかし一方で、この復興を急ぐという御事情はもうおわかりのとおりでございます。将来の世代につけ回しをしないで、今の世代の中で、どれぐらいの幅で、どこをスタートにして、例えばどういう御負担をお願いするのか。更に言えば、先ほど3兆円の仮置きとありましたけれども、私もできるだけ、所管の財務大臣としては、更にこれに上乘せをできるようにということで指示をしておりますので、財務省としても検討したものはそのうち出させていただくことになると思います。できるだけ幅を圧縮した中で、できるだけ少ない御負担でということをお話を基本に私としては考えております。

更に言えば、先ほどから申し上げているように、起源となる年と、その幅をどうするかについては、十分、そうした今の経済状況を勘案しながら、更にはしかし、納税者の皆さんに対して、お支払いいただいて、そして我々がお預かりした税が、例えばそのまま復興に行きますということが非常にわかる透明性の確保も含めて、この場で、今後は作業部会で議論していただくことになると思います。

私からは以上です。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○森文部科学副大臣

申し訳ありません、今の御答弁に対してなんですけれども、総理からの諮問である。複数案を提示せよと。今の御説明ですと、その真意が、その複数案というのがよくわからないんです。仮に3党合意、野党との協議が必要である。あるいは当然、与党との協議も必要であるというときに、政府税調としての考え方が1つにまとまっていない。幾つか選択肢が示されるといって、どれが本当の政府税調としての考え方なのかわからないと議論にもならないのではないかと思います。

要するに、交渉するときに、基本的な方針はこれだこちら側で決まっていなくて交渉にならないというのは、交渉事においては大体そういうことであろうと思いますので、是非、これは、諮問は諮問だと言われてしまうとよく意味がわかりませんので、もう少し御説明をいただければと思いますし、増税の時期を誤って、将来世代にかえ

って負担を先送りするのではないかということに関して、何かもう少しストレートにお答えいただければ大変ありがたいんですけども、そういう心配はないということなんでしょうか。そういうことをしっかりと検討するということなんでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

すみません、時間も迫っておりますが、今の森委員のお話でいきますと、決定はやはり、高度の政治判断を復興本部で行うというのは基本でございます。それで、ここでの責任が持てない、あるいは案が出ないのかという話で言えば、複数案を提示するんですけども、その中で、要するに、より議論の中で望ましい案、あるいは次善の策という形で提示することはできますので、それは最初から1本にして持っていかなければならないということではなくて、私は諮問に従って複数案を提示し、その中で重みをつけることも可能でありますし、そのような議論がまとまればそのようにしていきたいということでございますので、必ずしも複数案だから交渉ができないというようなことにはならないし、高度の判断を復興本部においてしていただくということだと御承知おきいただきたいと思っております。

峰崎さん、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

少しオブザーバーの立場で発言したい。この税制調査会が新しくスタートしたときから、私たちのスタートの原点は税制改革の基本構想で、これは2007年、2008年の野党時代にこれをつくって、初代の藤井裕久税制調査会長が、それに基づいて、皆さん是非、査定官になってもらいたいという趣旨のお話がありました。

私は、今、お話を聞いていて、これは決して個人的な意見を言うなということではないんですが、我々は内閣としてつくった政府税調ですから、内閣の基本方針としてどうあるべきかという諮問が出されて、あらゆる角度からいろんな議論をしていくことが必要だと私は思います。今、問われているのは、復興財源の問題を含めて、党内でいろいろあったことも私もよく存じておりますけれども、いわゆる違った角度からも構わないんですが、これはやはり野田内閣としての税制に対する諮問、そして、野田内閣としての意思決定、これはやはり党とも協調しながら、議論しながら出していく必要がある。

そういう意味では、私はこれまでの政府税調を見ていまして、それぞれ出られる副大臣の方々は、やはり政務三役の中でかなり議論されて出てきておられたということもありますので、個人的な意見を言うなということではなくて、この場はそういう議論をしながら内閣の意思決定を高めていくという努力をお互いにする場だということをお前提として踏まえておく必要があるのではないかと思いますので、老婆心ながら申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

私は、であるがゆえに、最初の会合で、初めての発言で、これは度合いなくて議論されるわけですから、申し上げることは言うておこうということで発言したので、御理解いただきたい。

党の意見においては、かなりニュアンスは違います。ただし平野さんが、それは含んでいるんだということできりぎりの、それは私も副大臣として参加しておりますから、その認識は共有しようではないか。

ただし、少なくとも今までの経緯を無視していくわけにはいかない。それは直嶋さんの立場もあるだろうということで私は申し上げております。

○五十嵐財務副大臣

そろそろ、この議論は後に、また別の機会に回したいと思っておりますが、もう一つは、なぜ、こうなっているかということなんですけれども、イメージが、増税は即、経済に悪影響を及ぼすんだということでお話になっておりますが、どういう償還の仕方をするのかというのは、イメージがそれぞれ皆さんお持ちの中で発言をされているので、これを少しイメージがはっきりするようにしてからやりましょうということで作業チームを設けさせていただいて、そのたたき台をまずつくらせていただきたいということでこれは進んできておりますので、この後も作業チームからそのイメージが示せるようなたたき台を御提示しますので、その上でこの議論を、本当にそれが悪影響を及ぼすものなのか。

逆に、償還の道筋がはっきりしないまま国債を増嵩した場合に、44兆円枠が意味がなくなるわけです。ずっと、数代の内閣にわたって民主党政権が採ってきた新発債の44兆3,000億円以内にしようというものが、これは別枠だから、これは補正予算だからといって別にしているというのであれば、その意味がなくなってまいりますから、そのこと自体が国の国債に対する信認、それは金融不安を起こしたり、即、経済の悪化につながりかねないという側面もありますから、いろいろな見方が、考え方があるということでございますので、皆さんの御意見も十分承知しておりますが、その上でイメージを少し明らかにしてから本格的な議論をいたしましょうということでございます。

どうぞ。

○松原国土交通副大臣

私は、今の五十嵐さんの議論には私自身も異論はあるんですが、それはいいです。私が言っているのは、客観的に党の議論ではそうでしたということをお申し上げているんです。

○五十嵐財務副大臣

それは承知しております。

○松原国土交通副大臣

中身の議論をしたら終わらないですから、客観的に、党の中の議論はそういう方向でした。それを我々は直嶋座長に一任したんです。これを申し上げているんです。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○森文部科学副大臣

大先輩の峰崎先生の大変な御心配のあれですけれども、私は先ほど個人的な見解を述べたつもりはございません。あくまでも文部科学副大臣として出席し、その上で意見を申し上げたといえますか、最初の会議ですので、基本的な文言の意味を、今ほど副大臣がおっしゃったように、イメージといえますか、この言葉の持つ意味がそれぞれ全然違う取り方をしているはいけないわけですし、逆に、今の松原副大臣の御提起、御質問によって、平野復興担当大臣が持たれているこのフレーズについてのイメージがよくわかったわけですので、私は、松原副大臣もそうだと思いますけれども、立場もわきまえず個人的な見解を述べたわけではないということだけは申し上げておきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○後藤内閣府副大臣

いずれにしても、今後の進め方で、7ページで、先ほど事務局からも御説明があったように、3次補正の編成に併せて、復興債の発行と税制措置の法案を策定し、国会に提出するという基本的な考え方があるわけですから、先ほどお話があったように、多分、9月末ではなく、できるだけ早いうちに複数の案をこの政府税調へ出すというスケジュール感で進められるということで確認をさせてよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

そのとおりでございます。

○後藤内閣府副大臣

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

ですから、まず私の方から申し上げたのは、これまでの流れから言って、作業チームの御報告をいたしますから、それに基づいて、もう一度議論をさせていただきたいということで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

それでは、次に、同じく7月29日に閣議決定されました「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」について説明を聴取します。

冒頭、辻厚生労働副大臣より御挨拶をお願いいたします。

○辻厚生労働副大臣

お時間をいただきまして、ありがとうございます。厚生労働副大臣を拝命しました
辻でございます。

安住会長を始めとする皆様方には、厚生労働省、大変お世話になりますが、よろしく
お願い申し上げます。

私の方からは、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」につきまして、
厚生労働省の立場から御挨拶、御説明をさせていただきたいと存じます。

御承知のとおり、B型肝炎訴訟につきましては、与党、民主党、国民新党の御了承
を得た上で、7月29日に「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」が閣
議決定されたところでございます。被害者の方々の救済を万全なものとするためには、
給付金の財源を確保することが不可欠でございます。そのため、閣議決定では当面5
年間で必要な費用1.1兆円のうち、国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措
置により0.7兆円を確保することとされているところでございます。今日、震災復興
のためにも多額の財源の確保が必要とされる大変厳しい時期であることは十分承知し
ておりますけれども、本件につきましても早急に御検討をいただきますよう要望させ
ていただきたいと思います。

以下、要望の背景や事実関係につきましては、事務方より説明させていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

それでは、二川総括審議官から御説明をお願いします。

○二川厚労省総括審議官

厚生労働省総括審議官の二川でございます。

「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」に基づく税制措置の要望に
つきまして、資料に沿いまして御説明申し上げます。

1ページ、初めにB型肝炎訴訟の経緯でございますけれども、平成元年に集団予防
接種における注射器連続使用によりましてB型肝炎ウイルスに感染したということで、
国を提訴されました。平成18年に、最高裁の判決によりまして国の損害賠償責任が認
められたところでございます。

これを受けまして、平成20年から、同様の状況にあるといったことで、700名余り
の方が国を提訴されております。最も訴訟手続が進行しておりました札幌地裁の仲介
の下で、その後、和解協議が始まりまして、今年の1月及び4月におきまして、裁判
所からの所見を、原告、国、双方とも受け入れを表明し、和解協議が成立いたしまし
た。具体で申し上げますと、平成23年6月に基本合意書を締結ということでございま
す。それと併せまして、政府の基本方針といたしまして、既に提訴されている原告の
方だけでなく、今後提訴する可能性のある対象者の方を含めた全体解決を行うとい
うことを政府として同日に表明してございます。その後、更に政府部内で全体解決に向
けました具体的な枠組みの検討を行いまして、先般7月29日に、この基本方針を閣議

決定したものでございます。

2 ページで、この6月28日の和解協議におけます基本合意書の概要でございます。これにつきましては、集団予防接種を受けたことの証明方法とか、あるいは病態に応じた和解金額とか、こういったものにつきまして合意をしております。詳細につきましては省略させていただきます。

3 ページで、この基本合意書に基づきまして、B型肝炎訴訟への対応についての全体費用の推計で、これにつきましては、今後の25年間にわたりまして総額最大約3.2兆円で、これは平成20年の患者調査、あるいは献血の際の感染者割合等に基づき推計したものでございます。25年にわたりまして3.2兆円と推計しております。このうち、当面5年間程度で必要になる費用につきましては、これは既に発症されている方の救済を中心に推計したものといたしまして1.1兆円と推計しております。

4 ページで、こういった基本合意あるいは全体費用に基づきまして、7月29日に具体の枠組みにつきまして閣議決定がございまして、具体につきましては、この閣議決定の4～5ページのうちの5ページの方に骨子がございまして、5ページの方で御説明申し上げます。

B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組みで、この給付金の支給の仕組みにつきましては、薬害C型肝炎訴訟と基本は同様のスキームでございます。

対象者とその認定につきましては、対象者ですけれども、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種における注射針等の連続使用によるそういった方々、それから、その方から母子感染した者でございます。対象者につきましては、裁判所が認定するというスキームでございます。

給付金額につきましては、和解協議におけます基本合意書に基づくものでございます。

「4. 財源」という部分がございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、当面5年間で1.1兆円が必要となると考えておりますけれども、このうち、いわゆる無症候性キャリア、すなわちB型肝炎ウイルスに感染はしていらっしゃいますけれども、症状が出ていない方。こういった中には、まだ自覚のない方々もいらっしゃる。そういった事情を踏まえまして、まず既に発症されて、早急に財源を手当てする必要がある部分が0.8兆円と推計してございますけれども、その部分につきましては、早期の財源措置が必要であるということで、残りの0.3兆円につきましては、執行状況を踏まえ、今後の対応を検討するといったことの閣議決定がされてございます。

そして、この0.8兆円の部分につきましては、本件の原因が集団予防接種で、感染症から国民の生命、身体を守り、国民全体に広く利益をもたらした一方で、少なからず被害を受けられた方々がいらっしゃるということを踏まえまして、その損害の補てんにつきましては、国民全体で広く分かち合う観点から、税制上の措置による財源確

保が閣議決定されたところでございます。

その際、新たな国民負担を極力抑制する観点から、厚生労働省におきます、基金の剰余金の返納、あるいは遊休資産の売却などによりまして臨時的な財源を、0.1兆円を確保したということございまして、残りの0.7兆円につきまして税制上の措置をお願いしたいというところでございます。

被害者の救済を万全なものとするため、財源を含めた全体解決の枠組みにつきまして速やかに具体化を図る必要がございますので、是非とも御論議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

事実関係でございますので、確認をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、前回の税調本体会合におきまして、復興・B型肝炎対策財源作業チームを設置いたしました。時間が迫っておりますので、私からごくかいつまんで簡単に御紹介いたしたいと思います。

この作業チームは、今後の与野党協議などに示す複数の選択肢、言わば議論の素材をつくるための場でありまして、最終的な案を決定する場ではございません。先ほど申したとおりでございます。

これまで3回開催いたしまして、基本的な考え方の確認や、国税・地方税の基幹税や、その他の税目についての留意点などについて整理してまいりました。また、税制措置と経済との関係についても実は議論をしたところでございます。

その内容については、冊子にしておりますので、それを御覧いただきたいということで、その上で、またこれに基づいて案を示し、そして、その御議論を丁寧にいただくということになっておりますので、内容については割愛させていただきたいと思っております。よくお目通しの上で議論をまたさせていただきたいと思っております。

この段階で何か御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

どうぞ。

○櫻井民主党政調会長代理

B型肝炎の患者さん方から言われているのは、訴訟のための財源を集めるようなイメージをやめてくれないか、病気で御苦労されていて、この名前ですと、さもお金欲しさにみんながやったような形になっているんです。ですから、もう少しB型肝炎全

体を解決するんだみたいなネーミングにさせていただいて、その財源確保というふう
に名前を変えていただければありがたいと思っています。そこだけお願いします。

○五十嵐財務副大臣

検討させていただきたいと思います。

どうぞ。

○渡辺防衛副大臣

つい先日まで厚生労働委員会の筆頭理事をやっている、これは福田衣里子委員
がこの問題をとらえて委員会で質問したときに、訴訟を起こすときに名前を出した原
告団の方が、あなた方のせいで私たちは増税されるんだというような心ない言い方を
されている。実際、原告団の名前を具体的に載せた人たちは、そういう意味では心な
い誹謗中傷も、大変、ネット上に出ている。それについては、訴訟原告団に名を連ね
なければよかったということまで実際に切々と、その方の手紙で言われたんです。

ですから、ここは、これからの議論の中ですけれども、とにかく被害を受けたB型
肝炎の被害者の方々がさらなる第2の被害者になることがないように、今、櫻井さん
からお話があったような点も含めて、是非御配慮いただきたい。そのことは一言申し
上げたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

ほかに、進め方も含めて、ございますでしょうか。

どうぞ。

○福田総務大臣政務官

櫻井先生や渡辺先生の話をつまえると、本当はこれは一般会計で対応すべき話で
あって、ここで考えるということになるからそういう話になってしまうんですよ。名
前を変えても無理なのではないかと私は思います。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

終わりそうな感じなので、最後に、今後は、この税調本体の定例日とか、そういう
持ち方みたいなものはあるんですか。まだ決まっていないんですか。

○五十嵐財務副大臣

まだ決まっておりません。今後、御連絡差し上げますが、作業チームでの作業がで
きてくると、かなり詰めて議論をしなければいけないかな。それで、そんなに遠い話
ではないと思います。後ろが決まっている話でございますので。

○峰崎内閣官房参与

いつごろまでですか。

○五十嵐財務副大臣

基本的に、早期に3次補正を組まなければなりません。税法の改正案の整理、法制化等、印刷も含めて、法制局との作業がございますが、その時間を後ろから追っていくと、また与野党協議をしなければいけませんから、与野党協議をできれば9月下旬に開きたいということから言いますと、かなり詰めたスケジュールになってくるかなとは思っていますが、まだ与野党協議は、相手のある話でもありますし、確たることを話すことはできませんけれども、早急に急いで詰めて、この税制調査会の作業を進めなければいけないと思っていますところでございます。

どうぞ。

○櫻井民主党政調会長代理

今、与野党協議という話がありましたが、この今後の進め方の中には、「政府・与党において改めて検討を行い」とありまして、まず、そこのプロセスもありますので、そこを大事にさせていただかないと、なかなか、これから私が多分、党の方の代表で来ることになると思いますので、今のような御意見が相当あると思っています。

ですから、基本は基本としてこれはお受けしたいとは思いますが、ある程度、柔軟にやらせていただかないと、まとまるものもまとまらなくなるかもしれませんので、与野党協議の前に与党との話し合いがありますので、そこをちゃんと守っていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○五十嵐財務副大臣

それはおっしゃるとおりでございます。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

今日のところは時間が過ぎておりますので。

それでは、本日の会議は、この辺りで終了したいと思います。ありがとうございました。

記者会見は、今から20分後めどで、場所は財務省記者会見室において行うことにしております。

次回の日程については、作業チームの作業状況を見ながら決めたいと考えておりますので、追って事務的に御連絡いたします。

御参集ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。